

第27回参議院議員通常選挙臨時啓発業務委託仕様書

1 委託業務名

第27回参議院議員通常選挙臨時啓発業務

2 趣旨

第27回参議院議員通常選挙の投票率を高めるため、広告関連業者から提出された啓発プランの中から優秀なプランを選定して、当該啓発プランを臨時啓発事業とする。

3 臨時啓発事業の基本理念

投票率向上のため、次の事項を基本理念とする。

臨時啓発プランの基本理念

○選挙期日・期日前投票の周知

○若年層や子育て世代を中心に幅広い世代の投票意欲を高め、投票率向上に繋がる啓発実施

臨時啓発プランは、この基本理念に重点を置き、若年層や子育て世代が政治や選挙への関心を高め、「自分の一票が日本の未来を創る」という意識を持ち、投票意欲を高めるようなプランとすること。

具体的には、次のようなプランとすること。

- 選挙期日、投票の方法、投票の意義その他必要な事項が有権者にわかりやすく示されていること。
- 有権者の目に触れやすく、幅広い世代の有権者が選挙を身近に感じる、共感の得られるものであること。
- 自分の投票が選挙結果に影響を及ぼさないとと思っている等の理由で選挙への関心が薄い若年層が、一人ひとりの投票の重要性を認識することで投票意欲を高め、投票行動に繋がる啓発活動を行うこと。
- 選挙期間中に子育て世代が家庭において選挙（政治）を話題にしたり、将来の有権者である子どもを連れての投票に繋がるような啓発を行うこと。
- 子どもや次世代へ広島を託すために、重要な投票であることを親しみやすく訴えること。
- ニュース等の各種メディアに取り上げられる話題性があること。
- 選挙人の分散を図るため、また、今回の選挙は投開票日が連休中となることも想定されるため、期日前投票の積極的な活用等の啓発を盛り込むこと。
- 音楽や映像などの各種ビジュアルを一体化して、統一性を図ったプランとすること。
- 特定の政党や候補者を連想させないものであること。
- 業務内の各媒体を効果的に配分することにより、それぞれの媒体の啓発効果がより一層高まるように工夫すること。
- 主観に基づくものではなく、客観的なエビデンスに基づいた提案とすること。

4 臨時啓発事業の内容

(1) 予算上限額

17,812,300円（消費税及び地方消費税を含む。）

※プランの作成に当たっては、予算額の範囲内で作成すること。

※啓発プラン作成に併せて見積書・業務実績書・業務実施体制表を提出すること。

また、見積書は、積上げ額・積算根拠等が分かるようにできるだけ詳細なものとすること。

<今回予定事業>

- ① 新規提案啓発事業（若年層や子育て世代の投票参加が促進されるよう、これらの世代が投票所に足を運ぶ契機となるような工夫を行うプランの提案）
- ② インターネットを活用した啓発事業
- ③ 県ホームページ・SNS等掲載用素材作成
- ④ テレビCM素材作成・放送
- ⑤ ラジオCM素材作成・放送
- ⑥ 大型映像放映（テレビスポット素材を使用）
- ⑦ 新聞広告版下作成・掲載
- ⑧ ポスター・チラシ発送
- ⑨ 大型看板作成・設置・撤去
- ⑩ 広報車巡回用啓発資材作成・発送等
- ⑪ 啓発資材の作成・発送
- ⑫ 街頭啓発（啓発資材配布等）

（２）留意事項

- ア 公正中立でクリーンな選挙啓発イメージを損なわないこと。
- イ 公職にある者、立候補予定者及び特定政党等を連想させるような人物、文言、象形、色彩、記号等は一切使用しないこと。
- ウ 各事業間相互の全体的なまとまり、統一的イメージの構成に努めるとともに、啓発事業間の連携を意識したものとする。採用した啓発プランについては、県の指示により、契約上限額の範囲内で、各事業相互間の全体的なまとまり、統一性を損なわない程度の内容変更を行うことがあるので留意すること。
- エ 各作成物には、選挙情報を必ず明示すること。

5 事業内容及び実施基準

◆共通事項

・投票率の向上を実現するための啓発プランの目論見を作成し、①～⑫の各事業で統一性を図り、各広報媒体の特徴を踏まえた内容と広告量を効果的に組み合わせること。

※ 作成要領中の様式「臨時啓発プラン概要調書」にて提出すること。

事業名	R7参議通常選挙実施基準事業	規格等
① 新規提案 啓発事業	● 若年層や子育て世代の投票参加が促進されるよう、これらの世代が投票所に足を運ぶ契機となるような工夫を行うプランの提案	● 予算額の範囲内で1プラン以上提案すること。 ● 若年層や子育て世代の投票参加が促進されるよう、これらの世代が投票所に足を運ぶ契機となるような工夫を行うプラン事業とすること。（参考イメージは「補足資料3」のとおり。） ● 地域が盛り上がり、ニュース等の各種メディアに取り上げられる新規性・話題性がある事業とすること。 ● 音楽や映像などの各種ビジュアルを一体化して、統一性を図ったプランとすること。 ● 作成要領中の様式「臨時啓発プラン概要調書及び臨時啓発プラン一覧表」にて提出すること。 ※ インターネットを活用した啓発事業（「②インターネットを活用した啓発事業」で提案する事業を除く）を含めることも可。
② インターネットを活用した啓発事業	● 特設ホームページの作成及び運用 ● SNSを活用した啓発 ● インターネットを活用した広告	● 「事業名④テレビCM素材作成・放送」の動画等を掲載した特設ホームページを作成し、候補者情報等の県選挙管理委員会のホームページとリンク ※ 特設ホームページについて、検索広告の活用 ● SNSを活用した啓発、インターネットを活用した広告 ※ 媒体の種類及び発信量については、効果的な組み合わせを提案すること。 ● その他、拡散可能性、費用対効果などを考慮して自由に提案すること。 ※ 社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努め、掲載先サイトを定期的に確認すること。 ※ 若年層の利用状況を踏まえ、スマートフォンやタブレット端末向けとすること。
③ 県ホームページ・SNS等掲載用素材作成	● 県ホームページ掲載用バナーの作成（2サイズ） (1)トップページバナー (2)広島県選挙用ホームページへ掲載するバナー（標題部分） ● 県の広報媒体（Facebook、X、LINE、TikTok、Instagram）及び職員啓発画面で用いる画像素材の作成	● バナーの作成（2サイズ） (1)1,000×1,000pix ただしバナーの下部50×1,000pixは他の素材を重ねて掲載するため、文字情報等は載せないこと。 (2)幅540×高さ180pix JPEG形式、カラー ※ 静止画像とすること。 ※ 選挙日程等の情報を含むこと ※ スマートフォンやタブレット端末での閲覧に対応すること ※ 県HP上で掲載した際に、見切れ等不具合があった場合には修正を行うこと。 ● 画像素材 (1)トリミングされない16:9の横長サイズ、JPEG形式 (2)900×700pix

事業名	R7参議通常選挙実施基準事業	規格等
④ テレビCM 素材作成 ・放送	● 放送素材作成・放送 ・啓発スポットCMの作成	● 在広4局(RCC、HTV、HOME、TSS)各16本以上 計64本以上放送 A:3本以上 特B:3本以上 ● 啓発スポットCM(15秒)を放送時期(①選挙当日用、②その他期間用)に応じ、計2種類以上作成する。 ● 放送素材は次のとおり各32部作成し、「事業名⑩広報車巡回用啓発資材作成・発送等」に併せて32箇所発送すること。 ①動画を収録したDVD(DVDプレイヤー再生用) ②WMV形式でデータ保存したDVD(インターネットやCATVでの動画配信用) サイズ:1920×1080、976×549(16:9)、1280×720 ※ 内容には、最低でも選挙名、投票日、期日前投票の案内に関することを盛り込むこと。選挙当日に放送するCMには、期日前投票の情報を入れないこと。 ● 期間:公示日～投票日の期間内 ※ 提案時に、作成するCMの種類別の想定放送時間帯と放送回数の配分がわかる計画表を提出すること。
⑤ ラジオCM 素材作成 ・放送	● 放送素材作成・放送 ・啓発スポットCMの作成	● 在広3局(RCC、広島FM、FMちゅーぴー) 各8本以上 計24本以上放送 ● 啓発スポットCM(20秒)を放送時期(①選挙当日用、②その他期間用)に応じ、計2種類以上作成する。 ※ 内容には、最低でも選挙名、投票日、期日前投票の案内に関することを盛り込むこと。選挙当日に放送するCMには、期日前投票の情報を入れないこと。 ● 期間:公示日～投票日の期間内 ※ 提案時に、作成するCMの種類別の想定放送時間帯と放送回数の配分がわかる計画表を提出すること。
⑥ 大型映像放映	● 広島市内3箇所での放映 ・本通り(紙屋町NAVIA) ・八丁堀(C-VISION) ・広島駅前(BFHMV:ナショナル会館) ● デジタルサイネージの放映 ・広島駅構内 ・福山駅	● テレビスポット放送素材を使用 ● 期間:公示日～投票日の期間内 ・本通り(紙屋町NAVIA) ・八丁堀(C-VISION) それぞれの場所での放映時間・本数を提案すること。 ・広島駅前(BFHMV:ナショナル会館) 適宜放映(無料) ※広島駅前はあらかじめ放映計画は作成出来ない。 県からの指示により、放映素材をBFHMVに提供すること。(MP4またはWMV形式) ● JPEG形式またはMP4形式(1分以内) ● 期間:公示日～投票日の期間内 ※ 放映時間・本数を提案すること。 ※ 広島駅構内は、放映場所も提案すること。(1箇所以上) ※ 福山駅の放映申請は福山市選挙管理委員会を通じ、福山市情報発信課に対して行うこと。(放映料無料)
⑦ 新聞広告 版下作成 ・掲載	● 新聞記事広告版下作成・掲載 全国紙、地方紙等において啓発広告を掲載	● 全国5紙(読売、朝日、毎日、産経、日経)、地方1紙(中国) ※ 読売、朝日、毎日、産経:広島全県版 日経:中国広島版 中国:通し版 ● 掲載手法 ・各々突出以上

事業名		R7参議通常選挙実施基準事業	規格等
⑧ ポスター・チラシ 発送		● ポスター及びチラシの発送	● 総務省作成のポスター発送 10,000枚以上 1,300箇所程度以上発送 ※ 配布箇所の詳細は、補足資料1のとおり。 ● 総務省作成のチラシ発送 5,000枚以上 50箇所程度以上発送
⑨ 大型看板 作成・設置 ・撤去		● 大型看板 作成・設置・撤去	● 大型看板 1枚作成・設置・撤去(県庁前) 自立式・片面・木枠組み・ベニヤ貼り・インクジェット加工 250×450cm ※ 公示日の前日に設置し、投票日翌日の午前中に撤去
⑩ 広報車巡回用 啓発資材 作成・発送等		● 県内各市町において、公用車で行われる巡回広報車用資材の作成・発送 ・テープ ・CD ・SDカード ・SDHCカード ・サイドボディパネル	● テープ 13組(1組3本【平日、前日、当日】) ● CD 27組(1組3本【平日、前日、当日】) ● SDカード 32組(1組3本【平日、前日、当日】) ● SDHCカード 3組(1組3本【平日、前日、当日】) ● サイドボディパネル 113枚 概ね35×55cm (数量は現時点の想定数であり、増減することがある。) ● 32箇所発送 ※ 当日用以外は期日前投票の情報も含むこと。 ※ テープの場合は、テープの長さに合わせて、テープの両面に素材を録音すること。 ※ アナウンス等の経験者により、シンプルに情報を伝える内容での吹込みとすること。また吹込みの際には雑音等が入らないようにすること。
⑪ 啓発資材 の作成・ 発送	啓発 資材	● チラシ入りポケットティッシュの作成・発送 ● 紙袋の作成・発送 ● 卓上ミニ幟の作成・発送	● チラシ入りポケットティッシュ: 70,700個 67箇所発送 (各市町選管・明推協及び各種団体等) ● 紙袋 1,036袋(うち印刷あり936袋)、32箇所発送 ※ 紙袋の詳細な仕様は、補足資料2のとおり。 ● 卓上ミニ幟 62組(スタンド型(ウェイト付)全体で横100mm 縦300mm程) (数量は現時点の想定数であり、増減することがある。)
	幟	● 幟の作成・発送	● 幟(県庁周辺・市町等) 461本以上 ● 縦180cm×横60cm ● 32箇所以上発送 ※ 旗のみの作成であり、ポールは作成不要 ※ 公示日に県庁周辺に設置

事業名		R 7 参議通常選挙実施基準事業	規格等
⑫ 街頭啓発 の実施	街頭 啓発 人員	● 着ぐるみ要員 ● 着ぐるみの運搬 ● 更衣場所の確保 ● 資材配布要員	● 着ぐるみ要員[2体/日×2回] 昼時実働2時間 ※同時に2体着てもらう ● 資材配布要員[2人/日×2回] 昼時実働2時間 ・広島市街頭啓発で着ぐるみ2体、配布要員2人 ・福山市街頭啓発で着ぐるみ2体、配布要員2人 ● 県庁と街頭啓発会場との着ぐるみの往復運搬 ● 街頭啓発当日に着ぐるみを着脱するための更衣場所の確保 ※街頭啓発の予定日は、広島市・福山市ともに未定。

6 選挙情報

各広告物には、次の選挙情報を盛り込むこと。

(1) 啓発標語：

一般部門：素敵じゃね！ 票に希望を託すキミ

未来の有権者部門：広島未来を作る主役になろう！

※一般部門の標語については各広告物に必ず入れ込むこととし、未来の有権者部門の標語については可能な限り（最低1広告物に）入れ込むこと。

(2) 選挙期日：日程が判明した時点で提示する。

(3) 投票時間：午前7時から午後8時まで（一部地域を除く。）

注：スペースの確保が困難なものに限り「（一部地域を除く。）」を省略してもよい。

(4) 選挙名称：第27回参議院議員通常選挙

(5) 作成者：広島県選挙管理委員会

(6) その他：スペースの都合で困難な場合を除き、次の情報を盛り込むこと。表示箇所は投票日時
の次に記載すること。

【期日前投票】公示日の翌日（●月●日（●））から●月●日（土）まで

午前8時30分から午後8時まで（一部投票所では、期日・時間が異なる場合があります。）

7 その他

(1) 選挙期日が判明した時点で県選挙管理委員会から公示日及び投開票日等を提示する。あわせて、各事業における納期や選挙名の表示等も提示する。

(2) 県内各市区町選挙管理委員会事務局（以下「県内市区町選管」という。）から、本提案により採用した図案等を、県内市区町選管による啓発事業に採用したい旨の申し出がある場合は対応すること。この場合、デザイン等について事前に県に協議すること。

(3) 本業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議、解決、本業務の履行のために必要な事項は、必要の都度、受託者と県が打合せを行いながら進めることとするため、打合せが実施可能な体制を整えること。

(4) 本提案による成果品の著作権（製作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て県に帰属するものとし、また、県は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(5) 本業務の成果品は、選挙前後に報道機関へ資料提供することがあるため、モデル(出演者)等を採用する際は、あらかじめモデル(出演者)等へ上記(4)の事項について承諾を得ておくこと。

(6) 業務実施報告書については、文書で提出するほか、同内容をPDFにとりまとめて提出すること。

(7) 各事業の実施内容が確認できるよう、写真で記録を残すこと。「②インターネットを活用した啓発事業」については、実際の表示画面の記録を残すこと。

(8) その他、この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとする。